

(意見書案第 26 号)

免税軽油制度の存続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、2009 年の地方税法の改正によって 2012 年 3 月に廃止される状況にある。

免税軽油は、農業機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など農業生産者の経営にとって大きな援助制度となってきたものである。この制度は、これまでも延長措置が講じられてきたが、引き続き制度の存続が強い要望となっている。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営にさらなる多大な負担を強いることになり、とりわけ面積や飼育頭数の大きい北海道農業への影響は重大である。また、農業だけでなく、漁業や林業、倉庫業など地域全体の経済にとっても、大きな影響を及ぼす。

よって、国においては、農業、漁業、林業経営の実態を踏まえ、新たな負担が生まれぬ制度の見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 宛